

【解説】

「新たな海洋基本計画」について

海洋基本計画（以下、旧計画）が 5 年を経て見直され、新たな海洋基本計画（以下、新計画）が 4 月 26 日に閣議決定された。以下、若干の解説を記すが、別掲の新旧基本計画・目次対比表も参照されたい。

海洋産業の振興と創出に力点

まず「総論」についてであるが、旧計画では(3)で 3 つの政策目標を掲げていたのに対して、新計画ではこれを全面改定し、1. 海洋立国日本の目指すべき姿、を明記した点が大きな相違点である。この点は後述するとして、新計画のポイントは、何といても「第 1 部」の 2 で「重点的に推進すべき取組」を特掲したことにあり、そのトップに、(1)海洋産業の振興と創出、が掲げられて新計画の目玉の一つになっている点である。そこでは、「新たな海洋産業の創出を促すため、……、政策支援措置や事業創出の環境整備、国際競争力の強化、人材育成等の方策を盛り込んだ総合戦略策定等について検討する。」と結ばれている。(p.6-7) ここで策定を想定している“総合戦略”とは果たしてどういうものになるか、大いに期待するとともに、海洋産業界としてもその策定作業に積極的に協力していくべきものと考えられる。

また、「第 2 部」の 8 では、旧計画にあった(3)海洋産業の動向の把握、が削除されたのは少々残念だが、(1)経営基盤の強化、(2)新たな海洋産業の創出、という節の構成は変わっていない。その内容のうち、(2)新たな海洋産業の創出、の本文を見ると、ア. 海洋資源開発を支える関連産業、イ. 海洋情報関連産業の創出、ウ. 海洋バイオを活用した産業の創出、エ. 海洋観光の振興、となっており、ほぼ 2 ページを割いている。(pp.38-39) その本文中には、海底石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、海洋再生可能エネルギー、海洋情報産業、海洋観光といった内容が盛り込まれている。

旧計画の同じ(2)では、わずか 2 パラグラフ 13 行しか書かれていなかった。しかも、海洋再生可能エネルギーについては、東日本大震災・原発事故発生前の策定であったせいもあって、わずか数行しか書かれていなかった。新計画においては、いずれも重点的に書かれていて、格段の相違となっている。

この他、水産資源開発に関しては水産基本計画等にしながら取組む (p.9)、海洋科学技術は科学技術基本計画などにしながら推進する (p.10)、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の民間主導による商業化目標を平成 30 年代後半に設定した (p.15)、福島原発事故対応の放射線モニタリングに 1 項を割いた (p.22)、島嶼部の防衛体制強化や国境離島の保全も 1 項を充てた (p.44)、宇宙政策との連携を新たに掲げた (p.10、34) 等も注目される。漁業協調型海洋エネルギー利用も書き込まれた。(p.8、16)

策定する／法制度の整備を進める、などの踏み込んだ計画内容

旧計画では、「策定する。」と明示的に記されていたのは、平成 20 年度中に海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を策定する、および離島に関する基本方針を策定する、の二つくらいしかなかったが、新計画においては、以下のように多数の記載がある。

- ・「新たな海洋産業の創出、……、総合戦略策定等について検討する」(pp.6-7) (前出)
- ・「海洋情報の収集・管理・公開に関する共通ルールを策定し、」(p.10、p.31)
- ・「コバルトリッチクラストについては、海底熱水鉱床についての取組の成果も踏まえ、具体的な開発計画を策定した上で取り組む。」(p.15)
- ・「浮体式洋上風力発電……平成 25 年度までに安全ガイドラインを策定」(p.17、p.38)
- ・「排他的経済水域等の開発等を推進するため、……、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。」(P.23)
- ・「石油・天然ガス等の開発……、必要な技術開発や人材育成、安全評価要件の策定」(p.38)
- ・「それぞれの海域の状況に応じた栄養塩類の円滑な循環……効率的かつ効果的な管理方策 (海域ヘル

シープラン)の策定に向けた検討を行う。」(p.40)

- ・「東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾、……、海の再生のための行動計画を策定し、」(p.42)
- ・「本計画の策定後、各施策についての工程表の作成とこれに基づく事業等の計画的な実施、総合戦略の策定と、」(p.51)

この他にも、法制度の整備に関して次のような記述がある。

- ・「排他的経済水域や大陸棚は、……、海洋産業の振興と創出等が期待されるため、利用調整を含めた海域の適切な管理を図るための取組を推進する。」(p.7)、
- ・「管理者不在の海面を含む海域利用に関し、法制度を含めた協調・調整の枠組みを検討する」(p.8)、
- ・「領海及び排他的経済水域等の管理については、……、必要に応じ法整備を含め、検討する。」(p.11)、
- ・「総合海洋政策本部において……海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」(P.23)

アンダーラインを付した部分は非常に重要と考えられるが、特に、p.23で、法整備を「検討する。」ではなく「進める。」としているのは、かなり踏み込んだ表現となっている。実際には、既存法の適用関係の評価、検討を踏まえ、総合的な観点から整理して取り組む必要があろう。

それはともかく、内容全般にわたって非常に意欲的な内容となったのは、新計画の立案プロセスにおいて、超党派の国会議員らで構成する海洋基本法戦略研究会や、プロジェクトチームを編成して新計画の在り方を審議、提案してきた参与会議からの意見を、大幅に反映したものと言えよう。

大きく変わった構成とスタイル

ところで、目次対比表からも分かるように、全体の構成やスタイルが大幅に変更されている。「総論」は、1.海洋立国日本の目指すべき姿、2.基本計画の策定の意義、で構成され、1.ではカッコ書きの見出し付きで4つの取組姿勢と目指すべき方向性を示している。その中には、「海に守られた国」から「海を守る国へ」というものもあるが、「海を守る」という文言からは、かつての海洋開発分科会の答申における、「海を知る、守る、利用する」という理念が想起されるものの、内容は大きく異なる。

「第1部」の構成も大幅に変わった。旧計画では基本法の6つの理念を詳細に述べるものであったのに対して、新計画では3つの節で構成されている。1.の現状と課題は、(1)海洋基本計画の実施状況、(2)海洋をめぐる社会情勢等の変化、の2項の構成となっている。これは、基本法第16条5項「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」に対応するものと言えよう。

だが、(1)、ア.これまで実施した主な施策、の部分では、この5年間の取組実績をわずか1ページ弱で記すにとどまっており(p.4)、政府の基本計画に関する取組状況を詳細に報告した「年次報告」についてはほとんど触れられていない。そのため、「海洋に関する施策の効果に関する評価」については、別途、多角的な論議のために具体的な内容の提示が一層求められていると言ってよい。なお、新計画の末尾に「毎年度、海洋基本計画に基づく個別施策の実施状況については、参与会議における評価等も踏まえつつ、フォローアップを行い、適切な方法により公表する。」(p.53)とあることを付記しておく。

「第2部」は、基本計画の本体にあたる部分で、12の基本的施策に関する内容を記載しており、全53ページ中37ページを充てている。その本文は、旧計画では書き下し文であったものが、新計画では、○……という書き出しで、要点箇条書き式、あるいは項目列挙式とでも呼べるスタイルに大きく変わった。1件、2行から最大で10行(イ 沿岸域等における取組。p.21)で書かれている。このスタイルは、上述の「年次報告」のスタイルと同じであるが、国の基本計画の様式としては非常に特徴的であろう。

「第3部」1.総合海洋政策本部の見直し、の部分で参与会議と事務局機能の充実を謳っている。これは基本法附則2項(検討)「本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」にもとづくものである。(事務局記)